

整骨院・接骨院の正しいかかり方

保険証(組合員証)が利用できる範囲は、限られています！

○組合員証（保険証）が使えます

- ・ 外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れなど）
- ・ 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・ 応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急処置後の施術には医師の同意が必要です）

×組合員証（保険証）が使えません！

⇒全額自己負担での受診となります

- ・ 仕事や家事など日常生活による単なる疲れ、肩こり、体調不良・筋肉痛・関節痛、疾病予防などに対する施術
- ・ スポーツによる筋肉疲労、負傷原因のない筋肉痛に対する施術
- ・ 慰安目的によるあんま（指圧及びマッサージを含む）代替りの利用
- ・ 神経痛・リウマチ・五十肩・ヘルニアなどの疾病からくる痛みやコリに対する施術
- ・ 打撲、挫傷が治ったあとの漠然とした施術
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 医療機関（病院、診療所など）で同一負傷箇所を治療中の重複受診
- ・ 工作中や通勤途上におきた負傷 など

整骨院・接骨院で組合員証(保険証)を使用するときの注意事項

1. 負傷原因(いつ・どこで・どうして)を正しく伝えてください

整骨院・接骨院で施術を受ける際は、何が原因で負傷したのかを具体的にお伝えください。

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が公務災害に該当する場合または、通勤途上におきた負傷は組合員証が使用できません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は所属担当課または、共済組合保健福祉課までご連絡ください。

2. 医療機関との重複受診はできません

同一部位の負傷について、同時期に整骨院・接骨院と医療機関に重複してかかることはできません。ただし、負傷の状況を確認するために医師の検査を受けることは可能です。

3. 白紙の療養費支給申請書に署名を行わないでください

受け取り代理人欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し、患者本人が署名することとなっています。

署名により委任をうけた整骨院・接骨院は、窓口で自己負担分を支払った残りの費用を患者本人に代わって共済組合へ請求します。よく確認をせず、受け取り代理人欄に署名することは間違いにつながるおそれがありますので注意してください。

4. 領収書は必ず受け取りましょう

領収書の無料発行が義務化されています。

必ず受け取り保管して、毎年6月と12月に共済組合から送付する医療費通知で金額・日数等の確認をお願いします。

5. 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けてください

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、外傷性の怪我が要因ではなく、病気による内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けてください。